## 01 はじめに

- 配置販売業関係の以下の申請について、みやぎ電子申請サービス(LoGoフォーム) によるオンライン申請が可能です。
- 手数料の支払いは、クレジットカード決済 PayPay決済のみが可能です。
  - ※ 現金等その他支払い方法は不可。

申請フォーム名	申請フォームの内容	手数料
1 配置販売業許可申請	配置販売業許可を新規申請する場合のフォームです。	30,000円
②配置販売業許可更新申請	配置販売業許可を更新申請する場合のフォームです。	13,000円
③許可証の書換え交付申請	配置販売業許可証の書換え交付を希望する場合の フォームです。	2,000円
④許可証の再交付申請	配置販売業許可証を破損・汚損・紛失し、再交付を希望する場合のフォームです。	2,900円
⑤変更届	変更事項を届け出る場合のフォームです。	0円
⑥廃止・休止・再開届	配置販売業を廃止・休止・再開し届け出る場合のフォームです。	O円
⑦配置従事者身分証明書交付申請	宮城県内に住所地のある方が配置販売に従事しようとする場合のフォームです。	7,100円
8配置従事者身分証明書書換え交付申請	配置従事者身分証明書の書換え交付を希望する場合のフォームです。	2,000円
⑨配置従事者身分証明書再交付申請	配置従事者身分証明書の再交付を希望する場合の フォームです。	2,900円
⑩配置従事者身分証明書返納届	宮城県で発行された身分証明書の有効期間が経過したとき、又は配置販売に従事しなくなったときに届け出る場合のフォームです。	O円
⑪配置従事届	宮城県内で配置販売に従事する場合のフォームです。	O円

- ※ ②⑥ (継続の場合)は有効期間満了の1か月前までに行ってください。有効期間を1日でも 過ぎると無許可営業となります。
- ※ ⑤⑥は事由の発生から30日以内に申請が必要です。 30日を超過した場合は、申請と併せて遅延理由書の提出が必要となります。
- 宮城県における配置販売業関係の申請先は下記のとおりです。

申請先(連絡先)	対象	申請フォーム
薬務課監視麻薬班 (022-211-2653)	配置販売業を行う場所が宮城県の場合	1~6
	配置従事者の住所地が宮城県の場合	⑦ <b>~</b> ⑩
	配置従事者が宮城県で従事する場合	11)

- ※ 宮城県内にお住まいの方が宮城県内で従事する場合は、⑦と⑪の両方の申請が必要です。
- ※ <u>宮城県内にお住まいの方が宮城県外のみで従事する場合</u>は、**⑦のみ**申請が必要です。 配置従事届は従事先の自治体に届け出てください。
- ※ <u>宮城県外にお住まいの方が宮城県内で従事する場合</u>は、⑪**のみ**申請が必要です。 配置従事者身分証は、お住まいの自治体の交付を受けてください。